

国立大学法人東京農工大学外国人受託研修員規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人受託研修員規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(受託研修員の受入れ申請及び許可)</p> <p>第2条 学長は、機構理事長から受託研修員として本学に受入れの申請があったときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者について、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、<u>技術経営研究科長</u>、先端産学連携研究推進センター長及び遺伝子実験施設長(以下「部局長」という。)と協議の上、受託研修員として本学に受け入れることを許可するものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(受託研修員の受入れ申請及び許可)</p> <p>第2条 学長は、機構理事長から受託研修員として本学に受入れの申請があったときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者について、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、先端産学連携研究推進センター長及び遺伝子実験施設長(以下「部局長」という。)と協議の上、受託研修員として本学に受け入れることを許可するものとする。</p>	

附 則 (教規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。